

小千谷市立吉谷小学校いじめ防止基本方針

○ はじめに

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。

そのために、当校のいじめ防止基本方針（以下 基本方針）を策定し、国のいじめ防止基本方針に則り、「未然防止」「早期発見」「即時対応・確実な実態把握」を三本柱に、いじめの防止並びに起きた場合の解消に向け、組織的に取り組む。

I 「いじめ」、および「いじめ類似行為」の定義

いじめとは、「児童に対して、吉谷小学校に在籍している児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。 （※いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ類似行為」とは、「児童に対して、吉谷小学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう」と定義する。

蓋然性（がいぜんせい）・・・「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと

（※新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条）

II いじめ防止の対策に関する基本理念

児童等は、いじめを行ってはならない。 （※いじめ防止対策推進法第4条）

Ⅲ いじめの未然防止

未然防止のためには、「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子ども」を育てることが重要である。そのために、「分かる授業づくり」、「一人一人の居場所づくり、絆づくり」、「自己有用感を高める」、をキーワードに、以下のことに重点的に取り組む。

(1) 分かる授業づくり

- ・児童一人一人が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感がもてるような授業を工夫する。
- ・学習の基本的なルールを守り、楽しさの中にも規律ある学習態度を育成する。

(2) 居場所づくり、絆づくり

- ・SSE（ソーシャルスキル教育）を核とした、生活目標の取組。
- ・全校縦割班活動の場を効果的に位置付け、学級内だけでなく、学校の中での認め合いの場を作ることで、吉谷小学校の仲間としての絆を深め、自己有用感を高める。

Ⅳ いじめの早期発見

次の内容を確実にを行い、いじめに関する情報や状況を的確に把握する。

(1) 定期的ないじめ調査アンケート

- ① Q-Uアンケート（1、2学期各1回）
- ② 学校生活アンケート（月1回）
- ③ 休業明けアンケート（長期休業後に実施）

(2) 教育相談の充実（年2回。さらに各種アンケート後、必要に応じて随時行う）

(3) 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め

(4) 全職員による児童の日常生活の見とり（毎週木曜日に職員情報交換の場を設ける。）

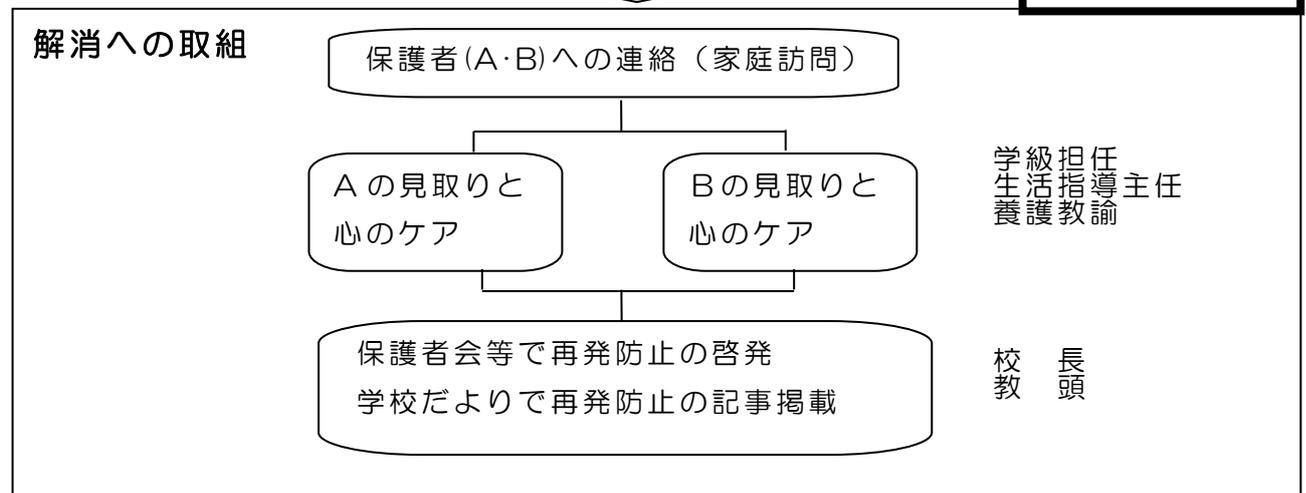
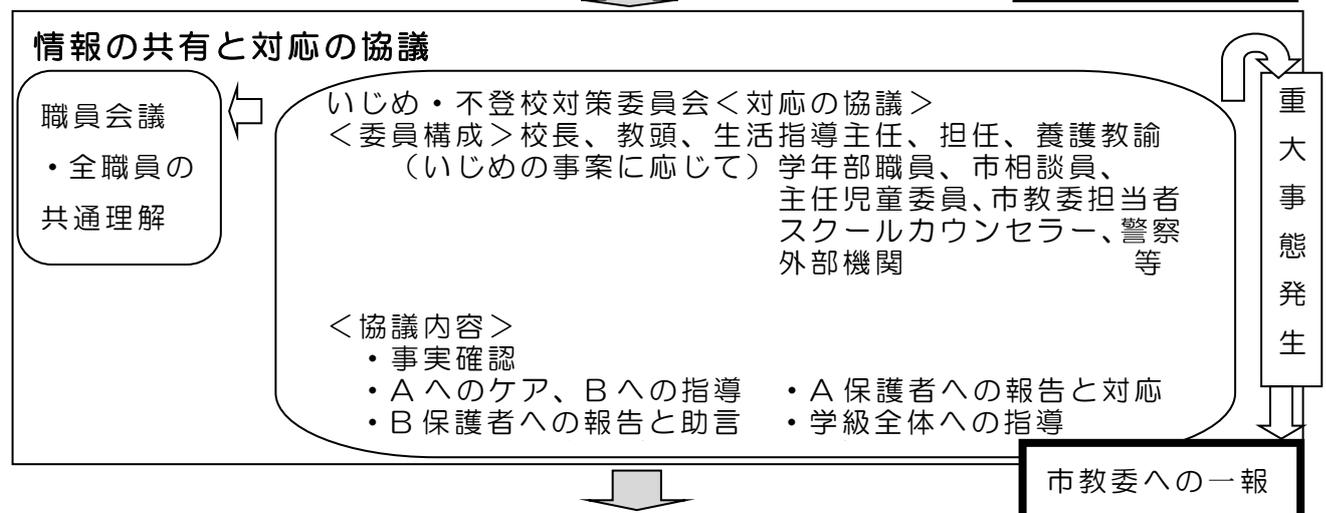
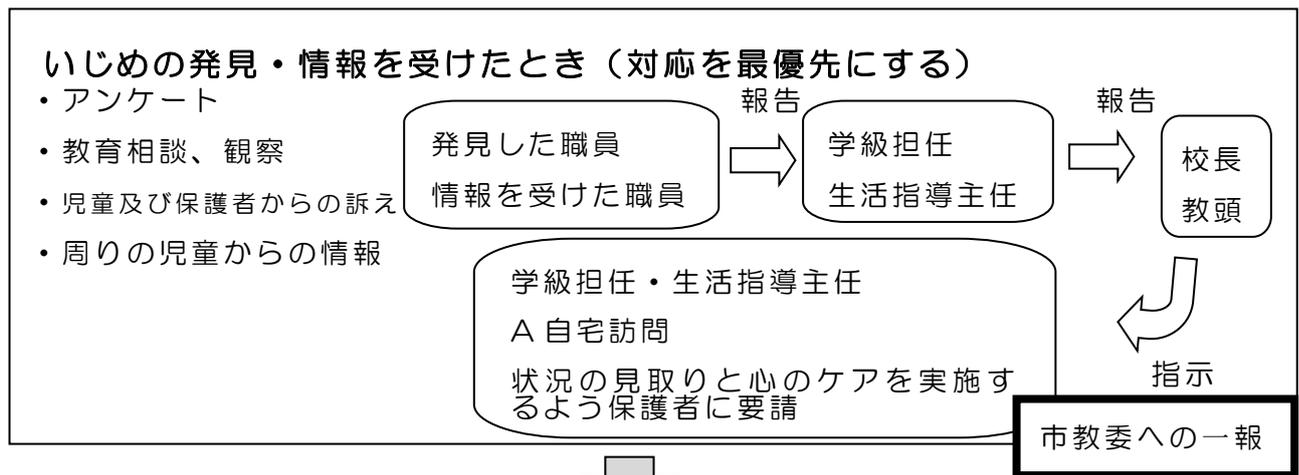
Ⅴ いじめ防止等の対策のための組織

1 目的

いじめ等が発見された場合、即時対応に努め、確実な事実の把握のために校内対策委員会を設置する。（以下校内委員会）校内委員会は、次の内容に基づく。構成は、校長、教頭、生活指導主任、学級担任、養護教諭、関係職員等とする。

本校児童間におけるいじめや本校児童における不登校事案をすばやく把握し、解消に努める。

2 組織的対応の基本的な流れ(A:被害児童 B:加害児童)



3 いじめ解消の判断

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも、以下の2つの要件を満たされている必要がある。

- (1) 継続していじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月を目安とする。)

- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。(本人および保護者に確認する。)

4 留意点

- (1) 被害児童とその保護者の心情、訴えを十分に受け止める。(加害者児童およびその保護者への配慮ある対応を忘れない。)
- (2) 当該事案が犯罪の疑いがある場合は、市教委と連携を図り、小千谷警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。犯罪の域に入る場合は、即、警察へ通報する。

VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

学校又は学校設置者(教育委員会)に「調査委員会」を設置する重大事態とは、

- ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- イ 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等を含む。
- ※ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態発生時の対応

市教委にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公平性、中立性を確保した調査組織を事案の程度によって、学校又は市教委に設置し、当該いじめに関する調査を行う。

(1) 学校が調査主体となった場合

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

(2) 学校の設置者である小千谷市が調査主体となった場合

- ア 小千谷市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

Ⅶ いじめ防止および対応の研修

職員のいじめ防止に向けた研修を実施する。運営は校内委員会。

内容は、子どもを語る会でのケース会議、Q-U調査の分析、ネットトラブルに関する研修を年間計画に位置づけ、職員の資質向上を図る。

Ⅷ その他

1 いじめ見逃しゼロスクール運動

- (1) 保護者や地域に運動の主旨を伝え、いじめ見逃しゼロスクール運動への参加・協力を推進する。
- (2) いじめ見逃しゼロスクール運動の主旨を生かした特別活動の充実を図る。

2 保護者および地域への啓発活動

- (1) 基本方針の児童および保護者への丁寧な説明および概要プリントの配付を通して「いじめ基本方針」の周知徹底を図る。
 - ・授業参観、PTA総会、ホームページ、各種たより等による広報活動を通し、いじめを見逃さない防止対策や対応について啓発する。また、その際、県条例8条に規定する保護者の責務等を確認し、家庭での指導等が適切に行われるよう働きかける。
 - ・PTAの会合、学年懇談会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を促供し、意見交換する場を設ける。

3 インターネットによるいじめ

- (1) インターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- (2) 児童、保護者を対象とした学習会を定期的を実施し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、深刻な侵害を与えかねない行為であることを理解させる。

4 小千谷中学校区いじめ対策委員会

- ・幼保小中との情報連携や行動連携を目指した取組を充実する。

※ 基本方針は今後、随時見直し、改善し、よりよいものにしていく。
令和5年4月1日 改訂